

令和8年度（東栄町）第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、東栄町内全域とする。

4 現状

(1) 生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林の内訳を表1に示す。

町内における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、広葉樹等の天然林は16.3%と低い。

町内各所には竹林もあり、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した所が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的に過疎化及び高齢化の進行に伴う耕作放棄地の増加が報告されており、町内全域においても同様に増加傾向にある。

耕作放棄地の増加は、イノシシの個体数増加及び分布域拡大を助長しており、イノシシによる農林作物被害を増加させている要因と考えられる。

表1 林種別森林等面積 (単位: ha)

計画 区域 町名	総数	立木地							
		針葉樹		広葉樹		(再掲)			
						人工林		天然林	
東栄 町	11,207	9,356	83.5%	1,728	15.4%	9,258	82.6%	1,827	16.3%

(単位: ha)

計画 区域 町名	竹林		無立木地	
東栄 町	10	0.1%	112	1.0%

(出典)「2020年度 愛知県林業統計書」(愛知県農林基盤局林務課 2022年度)

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。東栄町では、豚熱の影響により生息数は一時的に減少していたが増加傾向との情報が多く、分布域の現状については不透明なようである。

また、愛知県内の令和6年度末における生息数は14,188頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前のH29年度の生息密度分布図によると、県中部から東部にかけて広く分布している。なお東栄町内は全域が捕獲実績、目撃情報等から生息域である。

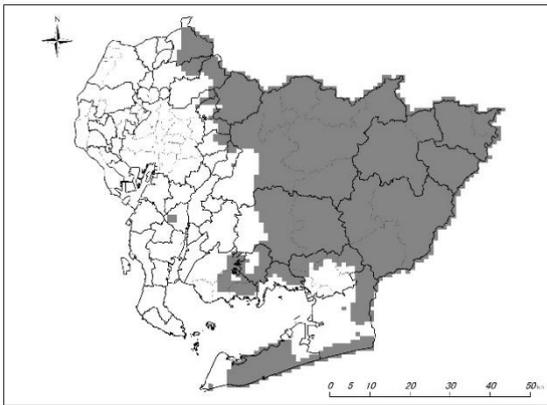


図1 愛知県における分布域 (R2年度)

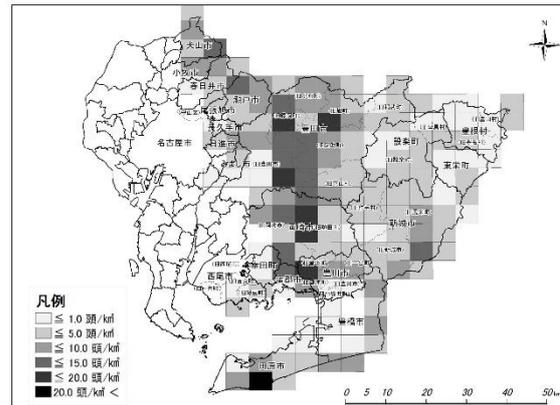


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R6年度)

(3) 被害の状況

対象区域における令和4年度から令和6年度までの被害状況を表2に示す。

年度によりばらつきはあるが、小規模耕作者の被害は面積が小さいため実態を把握することは困難である。個々の面積が小さいゆえにダメージは大きく壊滅的な状態で、被害は非常に深刻である。

また、農業被害以外には地面の掘り返し（宅地、農地）や敷地内法面の石垣を崩してしまうといった土地への被害、獣によって運ばれるヤマビル、マダニの吸血被害といった生活被害についても顕在化している。

表2 東栄町における被害の状況

	R4年度			R5年度			R6年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
東栄町	0.1	2.0	309	0.2	3.8	588	0.1	1.7	262
被害作物	稲、野菜、イモ類、筍等								

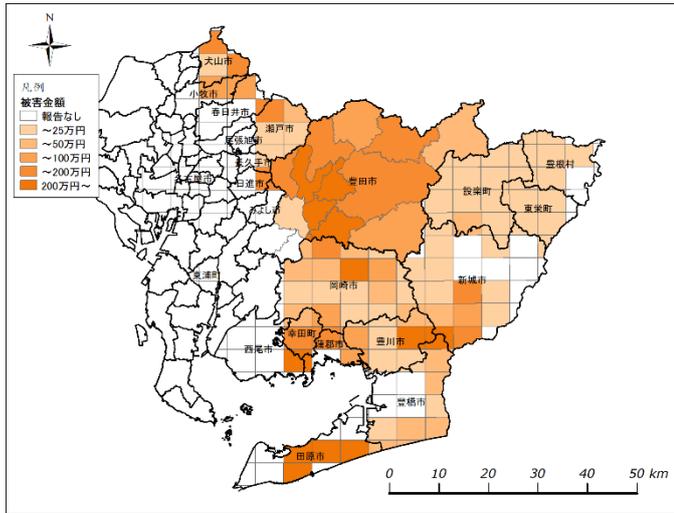


図3 愛知県における農業被害額 (R6 年度)

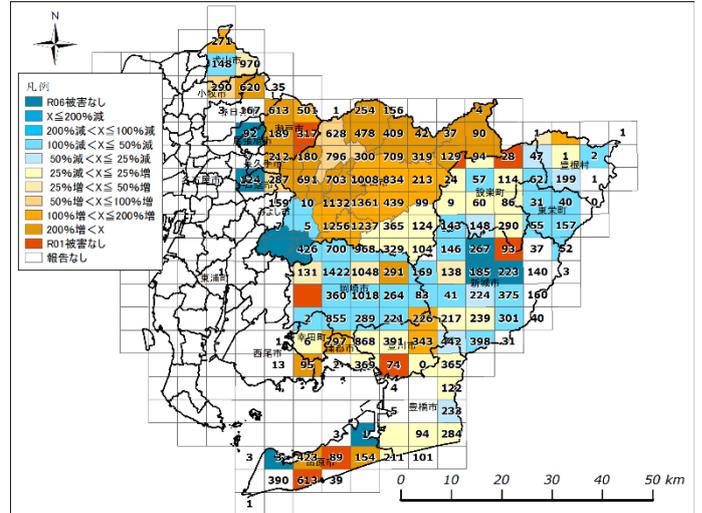


図4 愛知県における農業被害額の変化 (R1→R6 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

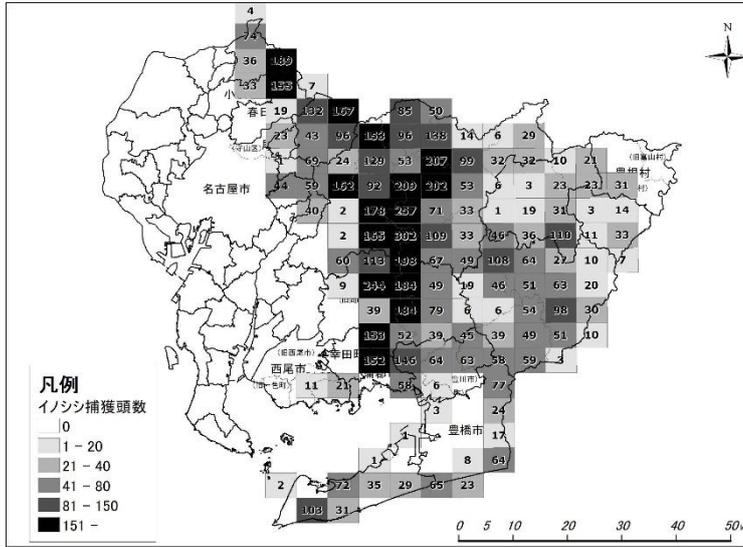


図5 愛知県における捕獲分布図 (R6 年度)

イノシシは県中部から東部にかけてほぼ全域で捕獲されているが、町内でも地域で捕獲されている。

町内の個体数調整による捕獲数は表3に示す。令和元年度までは、町内におけるイノシシの捕獲実績については、1年おきに増減を繰り返す傾向が見られ、令和元年度は減少している。この傾向に沿えば令和2年度は捕獲数増加が予想されたが、実際は令和2～3年度は豚熱の影響により捕獲数が大幅に減少している。しかし令和4年度以降においては捕獲数、目撃情報ともに増加しており、豚熱の影響緩和が予想される。

捕獲場所に関して全域で捕獲が行われているが、依然町内全域にて農作物の被害が報告されている。

表3 東栄町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東栄町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	22	6	1	10	1	5	2 (15)
		罾	60	18	37	50	27	58	14 (5)
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	62	17	38	50	17	59	11 (15)
		幼	20	7	0	10	11	4	5 (5)

注 R7年度は年度中のため、左に年度見込みを記載し右に()書きで4月から12月までの捕獲実績を記載した。

イ 被害防除に係る対策

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵設置を各々の地域の状

況に応じて実施されている。農地に作物が無い時期でも畑地の土を掘り返す事例があり、侵入防止に努める必要があると考える。

現在のところ、電気柵による防除は「かなり効果あり」との意見が出されており、銃及びわなによる捕獲よりも高い効果があると認識されている。

効果が最も高いと考えられる電気柵においては、コスト面での課題が大きい
ため、町にて設置に対する補助金を交付して普及に努めている。また、ワイヤ
ーメッシュ柵の個別設置に対する補助についてはR3年度より開始した。

近年では過去に町の補助を受け設置した電気柵に対し経年劣化した本体機のみ購入する者が増加した。

表4 東栄町における防除対策の実施状況 <単位：件>

		R2	R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東栄町	防護柵 (イシ・沓柵*)	-	1	0	1	1	3 (3)
	電気柵	5	5	8	2	6	1 (1)

注 R7年度は年度中のため、左に年度見込みを記載し右に()書きで4月から12月までの実績(受付中のものを含む)を記載した。

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

環境管理として、草刈りは各々の地域の状況に応じて実施されている。

表5 東栄町における生息環境管理対策の実施状況

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東栄町	藪の刈り払い	実施						
	未収穫農作物の回収	実施						

5 評価

町内全域にて生息、被害が確認されている。被害軽減のため電気柵設置事業、個体数調整による捕獲事業ともに継続していく見込みだが、捕獲事業に参加している猟師の大半が高齢なため、新規の担い手を確保する必要がある。

表6 東栄町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罟	防護柵	防護柵 (イシ 用)	防護柵 (イシ・ 沓用)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	その他 (内容)
東栄町	増加傾向	△	△	-	-	◎	-	◎	-

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
東栄町	○	○	-

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「-」を記載する。

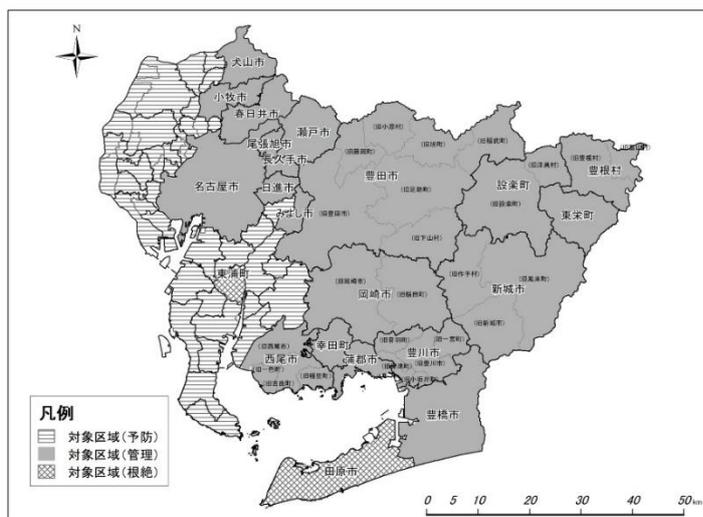
6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。(図6参照)

イノシシは侵入初期段階での対策が重要であるため、現在分布が確認されていない地域においても、監視を徹底し、侵入に備える必要がある。このため対象区域は分布の有無等により区分することとし、分布が確認されていない予防エリア、在来個体群の分布が確認されている管理エリア、移入個体群の分布が確認され、その根絶を目指す根絶エリアの3種類に区分し、各エリアの状況に応じた施策を推進する。

東栄町は全域がイノシシの在来個体群の分布が確認されている「管理エリア」に該当する。



(2) 目標

図6 対象区域及び類型区分

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

東栄町は、管理エリアに該当するため、適切な被害防除対策等を実施するとともに、狩猟を活かしつつ効果的な特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲を行うことなどにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、東栄町でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

管理エリアに分類されている本町では、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。

なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。

表7 東栄町における令和8年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
東栄町	20	60	80

(3) 計画を達成するために実施する対策

狩猟担い手を確保するため新規に狩猟免許を取得した者に対し掛かった経費（受験手数料、診断書手数料、講習会受講料、例題集代）の1/2を補助する。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわな（おりべえ）の活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

イノシシの防除効果の高いとされる電気柵、メッシュ柵を広報等の複数の情報伝達手段を用いて推進する。

表8 東栄町における令和8年度の防除対策の実施計画（案） <単位：件>

	防除対策					
	防護ネット	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用)	複合柵 (防護柵+電気柵)	電気柵	その他 (内容)
東栄町	—	—	実施	1	6	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

電気柵、メッシュ柵設置に関して事業費の1/2を補助する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

広報等の複数の情報伝達手段を用いて、藪の刈り払い、未収穫農作物の回収を呼びかけ推進する。

表9 東栄町における令和8年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
東栄町	実施	実施	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

藪の刈り払い、未収穫農作物の回収の重要性の周知に努める。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策

に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲表を作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

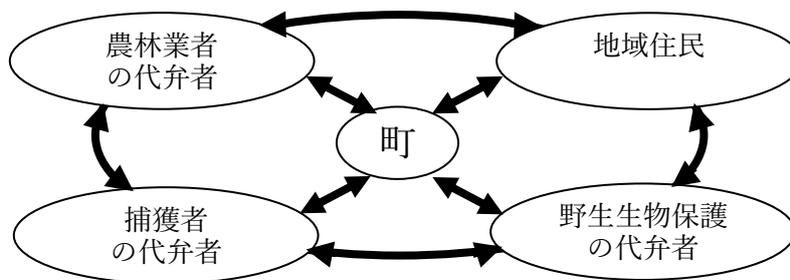


図 計画作成の協議イメージ

状況の把握収集体制

○被害状況

・農林業被害

町が状況把握することはもとより、農協、農家、森林組合、林業者、鳥獣保護員、地域住民が被害状況を把握し、町に連絡する。

・生活環境被害

町が状況把握することはもとより、地域住民、町、県、警察、消防などが状況を把握し、町に連絡する。

・生態系被害

町が状況把握することはもとより、自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、町などが状況を把握し、町に連絡する

○捕獲状況

・狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を県が町に連絡する。

・個体数調整による捕獲

町が実施する個体数調整を集計し、町が把握する。

○生息状況

- ・県が実施する生息状況調査（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（CPUE）の変化を、県が町に連絡する。さらに、地域の方々のほか釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も、町は収集し、これを加味して状況を把握する。

（2）市街地出没への対応

町内全域にて農作物への被害、掘り起し等が確認されている。しかし、イノシシと車等による衝突事故等の市街地出没に起因する被害の発生は確認されていない。

ア 出没を防止するための対応

市街地への出没を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻り、生息エリアに留まるように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

（3）錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。

また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されているほか、近隣国ではアフリカ豚熱の感染事例が報告されていることから、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定用補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。